

# 年金制度はどう変わる？

## 2015年10月から被用者年金制度が一元化されます

### 第6回 障害共済年金の在職支給停止解除について

障害共済年金の受給権者が組合員であるときは、組合員である間、障害共済年金の支給は停止されますが、厚生年金保険にはこの支給停止の制度はありません。

したがって、被用者年金制度が一元化される2015年10月以降は、組合員である間も障害共済年金は支給されることになります。(ただし、職域年金(3階部分)の支給は、組合員である間は停止されます。)

なお、障害基礎年金(障がい状態が1級又は2級の場合に支給される年金)は、今までどおり組合員である間も支給されます。

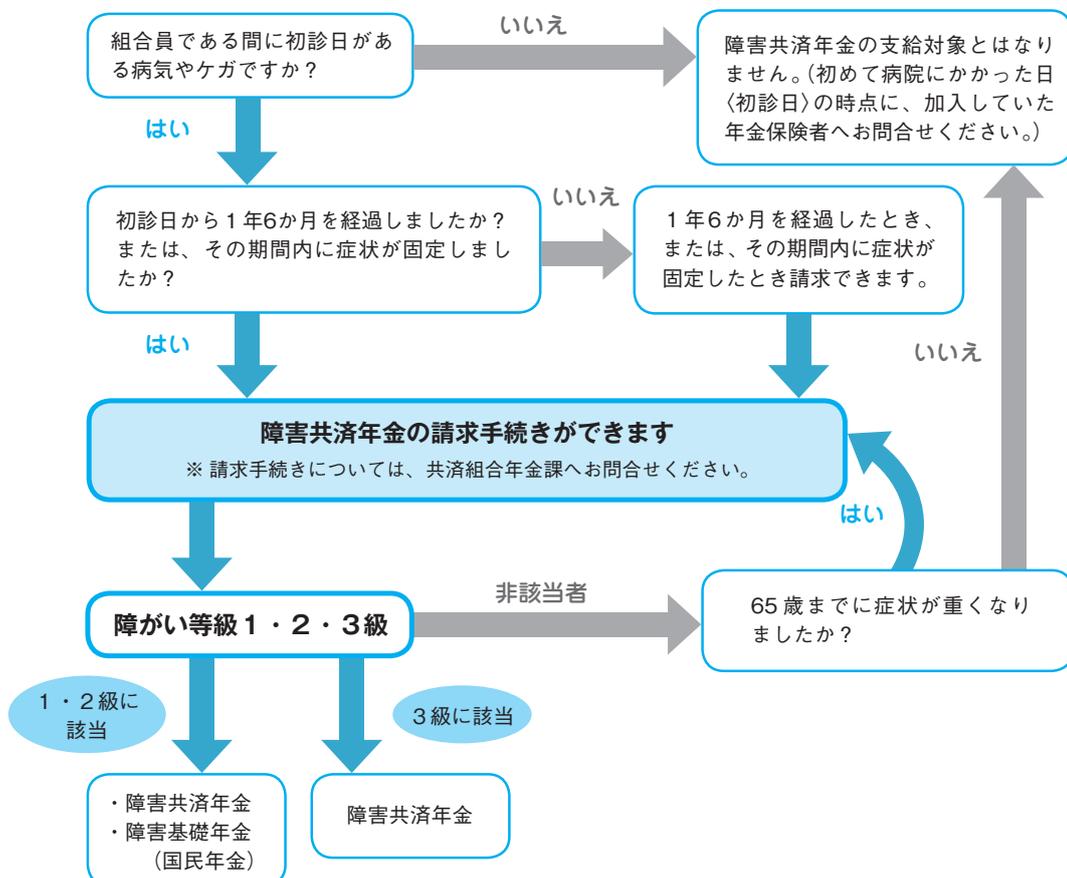
#### ●障害共済年金の請求漏れはありませんか？●

今月号の「年金かわら版」で紹介した「障害共済年金の受給要件」に該当しているにもかかわらず、年金が未請求の方はいらっしゃいませんか。

被用者年金制度の一元化後は、組合員である間も障害共済年金(職域年金を除く)は支給されることになります。

次の「障害共済年金決定までのフローチャート」により、請求漏れがないかご確認ください。

#### 〈障害共済年金決定までのフローチャート〉



<お問合せ先> 年金課 TEL 082-545-8555